

議提第1号

広域行政に関する意見書

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年1月26日

小松島市議会議長 米崎賢治 殿

提 出 者	小松島市議会議員	広田 和三
	〃	杉本 勝
	〃	出口 憲二郎
	〃	池淵 彰
	〃	南部 透
	〃	四宮 祐司

# 広域行政に関する意見書

小松島市議会

徳島市 内藤 佐和子 市長 殿

急激に進展している人口減少社会のもとで、自治体が提供するサービスも相対的にコストが高まり、質の維持が困難になる時代が来ると言われている。

特に一般廃棄物処理業務については、日々の社会インフラとしての役割はもちろん、廃棄物の資源化、効率的なエネルギーの利活用等の観点からも一定の規模が必要であり、どの自治体も一様に施設の耐用年数を迎えるなかで、広域化・集約化を図ることで規模のメリットを確保し、安定的かつ効率的な住民サービスの提供を目指して協議を進めてきた。

こうした事業の広域化を進めるうえで、極めて大きな役割を求められるのが県庁所在市である。県都中心市としてのリーダーシップを発揮するのはもちろんのこと、様々な不安定な要素を抱える構成自治体との調整役、関係団体との協議折衝など、困難な役割を担わなければならない、県民全体からもそうした役割を果たしていくものと期待されていた。

しかるにこの度の広域ごみ処理協議は、地方自治法による各市町の議決を経ての事務委託であったにも関わらず、徳島市からの一方的な事務委託の解消という誠に残念な結果となった。

長年協議を重ねた貴重な時間と労力を失ったことは、返す返すも残念であり、関係市町の住民からも同様の声が聞かれる。また、今回の協議では十分な議論が尽くされたとはいえず、情報開示の仕方も疑問の残るところもあり、大変心残りだという意見も多くあった。

更には、広域事務によるメリット自体が否定されるかのような意見が一部にあったことは非常に遺憾であり、広域ごみ処理の問題と広域行政のメリットとを取り違えてはならない。

この度内藤市長が徳島市のごみ処理方式を単独での事業実施としたことは、将来にわたり誤った判断だと言わざるを得ない。

広域行政全般についていえば、既に徳島市と本市を含めた関係市町村とは、定住自立圏連携協定事業、徳島東部圏域DMO推進事業などの事業を既に展開しており、その有用性は、前段申し上げた通り今後ますます増してくるものと思われる。

こうした広域で取り組むべき諸課題に関し、今後は県都徳島市としてのリーダーシップのもと、常に関係自治体と意見を交わし、問題を共有し、共に行政課題に取り組んでいく姿勢であっていただきたいと願うものである。

令和5年1月26日

小松島市議会 議長 米崎 賢治